

学部生の皆さんへ

学生の皆さんにおかれては、大型連休期間中も含め、新型コロナウイルス感染症の拡大回避に向けた自覚ある行動に努めていただいたことと思います。

さて、先にお知らせしたとおり、新型コロナウイルスに対する特別措置法に基づく国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されました。愛媛県内では、4月21日以降、濃厚接触者の感染1名を除くと、全く新しい感染事例の発生は認められていない状況であり、県は11日以降、外出自粛や休業要請は条件付きで解除するほか、県立学校等の段階的再開や県管理施設の順次開館など、感染予防を徹底しながら社会経済活動の制限を緩和する一方で、未だ県外の感染拡大地域では予断を許す状況になく、県内の感染第二波への警戒を怠ってはならないとの判断により、県をまたぐ移動、特に感染拡大地域（国が指定する特定警戒都道府県）への外出や、50人を超える全国的な大規模イベントの実施などについては、引き続き、緊急事態宣言期間中は自粛するよう県民に要請したところです。

こうした状況を踏まえて、本学において、**5月25日からの実施を目指していた対面による授業の開始は、6月中旬まで見合わせる**こととし、引き続きこれまでの遠隔授業の実施をさらに充実することにより、学生の皆さんの学修機会の確保に努めることとしましたので、どうかご承知ください。

5Gをはじめとする昨今の技術革新によって社会経済全般におけるICT技術の活用は必須であり、教育の分野においてもしかりだと思っています。遠隔授業という新たな取り組みに不安はあると思いますが、学生の皆さんも我々教員と一緒に授業を作り上げるという気概を持って、前向きに進んでいただくことを期待します。

また、これまで大学の入構を原則禁止していましたが、遠隔授業がしばらく続くことを踏まえ、学生から要望があった**図書館や学生ホール、自習室など一部施設の利用を条件付きで認める**こととします。3密状態を避けるなど施設管理者等の指示に従って必要最小限の有効な利用に努めてください。（詳細は事務局からの連絡事項で確認のこと）

それから、新型コロナウイルスの影響が長期化し、家計の急変やアルバイト先の休業などにより経済的な困難や不安を感じている学生もおられることと思います。国の給付型奨学金などの修学支援や無利子の生活資金の貸付けなどの経済的支援など、わからないことや相談したいことがあれば、気軽に事務局まで問い合わせてください。

なお、対面授業の開始日や当面のスケジュールなどについては、今後、改めて詳細をお知らせします。（事務局からの連絡事項で確認のこと）

最後に、4月当初にお知らせした本学の基本方針の「医療人を目指す学生として自覚し、感染対策を自ら考え、学習し、実践する機会に」との私の言葉をあらためてお伝えしておきます。皆さん、一緒にこの困難を乗り越えていきましょう。

令和2年5月11日

愛媛県立医療技術大学 学長 安川 正貴

※[https://www.pref.ehime.jp/h25500/kansen/documents/020508\\_2chizimessage.pdf](https://www.pref.ehime.jp/h25500/kansen/documents/020508_2chizimessage.pdf)

【県民・事業者の皆様へ「愛媛県における今後の新型コロナウイルス感染症に対する新たな対応方針「感染第二波への対処戦略」について」令和2年5月8日 愛媛県知事 中村 時広】